

改正後	現行
<p>エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に2人の居宅介護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。</p> <p>(二) (略)</p> <p>⑭～⑳ (略)</p> <p>㉑ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成31年3月26日付け障障発 0326 第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。</p> <p>㉒ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u></p> <p><u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知を参照すること。</u></p> <p>(2) 重度訪問介護サービス費</p> <p>①～⑰ (略)</p> <p>⑱ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第2の8の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉒の規定を準用する。</u></p>	<p>エレベーターのない建物の2階以上の居室から歩行困難な利用者を外出させる場合等が該当するものであること。したがって、単に安全確保のために深夜の時間帯に2人の居宅介護従業者によるサービス提供を行った場合は、利用者側の希望により利用者や家族の同意を得て行った場合を除き、この取扱いは適用しない。</p> <p>(二) (略)</p> <p>⑭～⑳ (略)</p> <p>㉑ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成30年3月30日付け障障発 0330 第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知))を参照すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 重度訪問介護サービス費</p> <p>①～⑰ (略)</p> <p>(新設)</p>